

**【基調講演②】講師：経済産業省関東経済産業局 環境・資源循環経済課
課長 三枝 徳行 様**

今ご紹介いただきました経済産業省関東経済産業局資源循環課長の三枝でございます。

私は4月からこの業務に着任をしております、それまではDXの担当をさせていただいております。

今回DXからCEということで同じアルファベット2文字でございますけれども、全く違うということで、まだまだ勉強中でございますので、今日いろんな方々とお話をさせていただきながら、私自身も勉強をさせていただきたいと思っております。

表紙の右下、CEというところで、資源が回る経済が回るということで、私どもは特に資源が回る経済の回るというところを重視してサーキュラーエコノミーを通していかに地域を活性化させていくか、経済成長させていくかというところに重きを置きながら取組を進めさせております。

では、本日のお話ですけれども、まずは経済産業省本省の取組をご説明した後、私ども関東の出先機関である関東経済産業局の取組をご説明させていただきます。

まず、経済産省全体の取組ですが、先ほどからあります通りサーキュラーエコノミーにつきましては、私どもとしては様々な段階において、様々な取組そしてご支援が必要と感じてございます。
そういった各段階の取組をご支援するにあたって、経済産業省では主に3つの施策を講じています。

まず、産官学連携ですが、サーキュラーパートナーズという産官学連携の全国の推進組織を作っております。

本日入口のところにもチラシを置かせていただいておりますので、よろしければご確認いただければと思いますけれども、このサーキュラーパートナーズ、通称CPsでございますけれども、サーキュラーエコノミーに先駆的又は関心のあるような、自治体様大学企業関係団体様の皆様にお集まりをいただきまして、ロードマップや流通基盤、地域における循環モデルの構築、具体的な案件作りをまさに今進めているところでございます。

現在7月1日現在でございますけれども896の多くの皆様にご参画をいただいているところです。

この CPs への参画要件、それぞれ主体によって異なりますけれども、共通してあるのは CPs に参画してから、1 年以内にサーキュラーエコノミーに関する定期的な目標設定をしていただくというところでございます。ぜひ皆様にご参画いただきまして目標を設定していただいて前に進めていただければと思っております。

もう一つ、産官学連携の促進の取組の一つとして、日本経済新聞社さんと共催をさせていただきます、今年の 12 月 2 日から 4 日まで東京ビッグサイトでサーキュラーパートナーシップエキスポ 2026 を開催いたします。左下に見えると思いますけれども、昔から行っておりますエコプロとの共催で、同じ会場でやらせていただきます。

右下にありますけれども今まさに出展者の募集をしております。

大変恐縮ですが今週の金曜日までとなっておりますので、ご関心のある方はぜひ申し込みをいただければと思えますし、また 12 月 2 日から 4 日ぜひご来場いただければ幸いです。

2 つ目の経産省の主な取組でございますが、環境省さんと違ってサーキュラーエコノミーに特化した主な補助事業としては 2 つしかございません。まず 1 つ目ですが、自立型資源循環システム強靱化促進事業と舌を噛むような名前でございますが、こちらは補助金額を見ていただきますと、1 件あたりの上限なしということで、経産省の事業では珍しく建設費が補助対象になるということで、イメージとしては比較的大きな実証や、設備投資を支援する事業というふうに思っております。

申請要件は先ほど申し上げた CPs の会員であることということで、逆に言いますと CPs の会員しかこの補助事業を使えませんよというものになってございます。公募は、左下に書いてありますけれども、今現在は 7 月の最終週、来週を予定しております。

事務局は低炭素投資促進機構、GIO さんになりますので、関心がある方はホームページを適宜ご確認くださいと思います。

続いて 2 つ目ですけれども、資源自立経済確立産官学連携加速化事業、こちらは補助金額が上限 4000 万となっております、先ほどの事業に比べれば規模が少し小さめの地域での様々なプロジェクトの実証事業や、設備投資に適している補助事業となっております。

こちら申請要件として CPs の会員であることとなっておりますので、まだ未加入の方ぜひ入っていただければこういったメリットもございます。ただし、公募期間につきましては実はもう先月終了をしております。今後の二次公募があるかどうかは未定となっております。

事務局は同じく GIO となっておりますので、ご関心のある方はぜひ GIO のホームページをご確認いただければと思います。

経産省の主な取組の 3 点目はルール整備でございます。

最近の主な事項としては先ほど環境局さんからもご説明ありましたが、資源有効利用促進法がこの 4 月 1 日に改正となっております、法体系を動静脈連携からサーキュラーエコノミー体系を刷新するということを進めておりまして、今回は主に 4 つの改正を行っております。

それぞれ簡単にご説明をいたします。

1 点目は、まず再生資源の利用計画策定・定期報告というものです。

これは再生材、今回は第 1 弾として再生プラスチックになりますけれども、利用を課す製品を 4 つ定めております。

自動車と家電 4 品目、これは家電リサイクル法の対象となります、テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機になりますけれども、これとあと容器包装の一部の製品の製造や製造の発注、輸入販売をされている事業者様に対して、この再生プラの利用に関する計画の提出で、翌年度以降には定期報告を求めるものとなっております。

ただしこれ全ての対象になる方に義務を課すものではなくて、一定量の利用・製造されている事業者様が対象になります。

例えば、家電 4 品目のテレビで言いますと 5 万台、容器包装でありましたら 1 万トンといったように、たくさん製造されている事業者様が対象となっております。

2 つ目の環境配慮設計につきましては、特に優れた環境配慮設計をされている事業者様を認定する制度を新たに創設してございます。

3 点目ですけれども、原材料の再資源化の促進ということで、これまでも 29 品目の商品を対象に回収・再資源化を促してきたところですが、なかなか回収率が高くないということもありまして、今回の改正で認定を受けられたメーカー様などに対して、廃棄物処理法の特例を講じまして、インセンティブを付与することで回収率を上げて再資源化を促すというものとなっております。

また、対象となる製品、これもご説明先ほどございましたけれども、昨今発火等で問題になっているモバイルバッテリー等を今回追加してございます。

最後 4 点目ですけれども、CE コマースの推進ということで、これまで CE コマース、特に法律で何か位置づけられているものはなかったのですけれども、今回の改正で位置づけをしてございます。

今回につきましてはリペアやシェアリングの関係で、かつ品目としては家電 4 品目テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・オフィス家具 4 品目、これ棚とか、あと複写機を対象に定めているところになります。

リユースについては今後検討していくことになってございます。

参考ですが 1 点目の再生資源の利用計画のスケジュールですけれども、来年の 9 月末までに第 1 回の計画を出していただきまして、翌年度以降、毎年定期報告を出していただくというふうになってございます。

詳しくは経産省のホームページについ先日ガイドラインとともに、掲載をしておりますので対象になりそうな事業者様ぜひご確認をいただければと思います。私どもが窓口になります。

では、私ども関東経済産業局の取組でございますけれども、関東経済産業局って聞いたことない方も多分いらっしゃるのかなと思いますので、簡単に申し上げますと、私ども経済産業省の出先機関で関東甲信越静岡 1 都 10 県を担当している国の出先機関となっております。

民間で言いますと、いわゆる関東支社みたいな位置づけになっておりまして、いかに経産省の施策を皆様にお届けをして実行いただくかという、そういったような出先の部隊となっております。

私どもの経済産業局の主な取り組みでございますけれども、先ほど経済産業省本省では体制面 CPs ですね、制度面は改正資源法、予算は 2 つの補助事業そういった環境整備に取り組んでおりますので、私どもはそういったものもぜひご活用いただきながら、いかに地域の皆様に CE をご活用いただいて社会実装をいただくかと、このあたりのご支援をここに書いてある 3 つの視点で取り組んでいるところになります。

まず広域資源の循環モデルということで、今これから取組を始めようと思っているものですが、今回は廃プラスチックに着目をしておりまして、1 都 3 県いわゆる首都圏での廃プラの発生・回収・再資源化・利用を一体的に検討して 広域的に一地域の中ではなくて、広域的に資源循環ができないかということを検証したいと思っております。

特に今回廃プラといいましても一般廃棄物の方を対象にしておりますので、供給側である自治体様と再生利用側、これは今回石油化学コンビナート周辺、いわゆる臨海部周辺の方を指しておりますけど、そういった方を

広域的に結びつけるような複数のケーススタディを実施してまいりたいと思います。

そのような観点では、この後ご講演いただきますリバー様の方で千葉のソーティングセンター、新たに着工されたということ非常に私ども注目をしております。

2 つ目、CE 企業支援／自治体支援連携について、これもごく簡単にご説明をいたします。

私どもでは昨年度 CE コマースガイドブックというものを公表させていただきました。

これは、地域課題の解決に CE コマースを活用いただくといったものを分かりやすくポイントにまとめたものになっております。

自治体の皆様、地域課題様々抱えていらっしゃると思いますし、またそういった自治体と連携したい事業者様がたくさんいらっしゃると思いますので、双方にとって有益になるようなガイドブックを作りましたので、入口の方にチラシも置かせていただいておりますので、ご関心のある方はぜひ手に取っていただければと思います。

そうは言っても、なんだ、この地域課題解決はというお話でございますけれども例えばですけども自治体様でイベントとかされるときに、容器のリユースをされている事業者様と組めば廃棄物が減りますよとか、あとは子育て支援の観点で赤ちゃん向けの用品であったり、あとは学校に行くときのさまざまな学用品をシェアリングやリユースされている事業者様と組めば子育て支援にもつながりますとか、あとは廃棄物で本来出されるものを二次流通をさせているような事業者様と組むことで廃棄物ではなくてもう一回資源として循環をするといったような取組もあろうかと思います。その結果、廃棄物も減るといいうところもありますので、さまざまな観点で CE コマース、地域課題解決にご活用いただければというふうに思っております。

2 点目はですね、サーキュラーエコノミーの取組事例集、先ほどの CE コマースも含めて、まだまだサーキュラーエコノミーにつきましては、言葉自体としては、まだそんなに長い歴史を持っているものではございませんので、どういったものがサーキュラーエコノミーなのか、どういった取組をしているかというところを、私ども目線で昨年度から取りまとめをしているところで、随時アップデートをしていくものになります。

例えばということで自治体につきましては、埼玉県様でございます。

埼玉県様は本当に全国的に見ても先進的にサーキュラーエコノミーに取り

組んでおられる自治体であります。

体制であれば、もうすでにサーキュラーエコノミーセンター埼玉という推進体制もお持ちですし、補助事業もお持ちでありますし、また本日のような産官学連携を推進するような分科会もお持ちであるということで、他の自治体からも羨望の眼差しで受けている自治体様でございます。私ども、大変日頃から勉強にさせていただいているところであります。

次に企業様ですけれども、和光紙器様、最近よくメディアでも取り上げられておりますし、県さんのイベント等にもご登壇されていらっしゃるの、ご存知の方も多いかと思えますけれども、プラスチックの包装資材の資源循環に積極的に取り組まれている会社様の例を挙げさせていただいております。

続いて CE コマースの関係で右側の HUB & STOCK 様、建築資材のロスを削減するということを目的に、まだ使える未利用の建築資材の二次流通に積極的に取り組まれている事業者様ということで、この後のショートプレゼンにもご登壇されると聞いてございます。

最後ですけれども、ASK あすの資源を考えるコンソーシアム様、本日も木下フレンドさんとか進業化成さんご参加いただいておりますけれども、この CE に関連する様々な事業者の方が異業種連携をして、CE を積極的に推進されている団体さんでございます。

例えば右側の真ん中にありますけれども、環境省さんの補助事業をお使いになられて、三郷市でのペットボトルキャップの回収事業に取り組みになられて、これを契機になりまして、今年度からは越谷市さんや幸手市さんにも取組を広げられている団体さんでございます。

駆け足になりましたけれども、私どもとしては CE の取り組みをいかに浸透させていくか、そして社会実装させていくかというのが我々の目的になってございます。

私もこの 4 月に着任したばかりで、まだまだ事業者さんとのお付き合いも浅いので、ぜひこの後の交流会も私ども 3 名で来ておりますので、お声掛けをいただいて、いろいろ意見交換をさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

【質疑応答】

（司会）もしご質問おありでしたら挙手をお願いいたします。

(質問者) 顧問をやらせていただいている高垣と申します。

どうもありがとうございます。

サーキュラーパートナーズに関して、もしくはサーキュラーエコノミーの目標設定についてご質問させてください。

経済の発展ということは、閣議決定で数年前の出ているのですが、サーキュラーパートナーズのところで 900 社ぐらいですかね、個別に目標設定をしていただいているのですよね。

サーキュラーエコノミーというところの業種だとか、やってらっしゃる企業さんのところで多岐に渡るので非常に難しいのですが、環境省でもいいですが、経済産業省として個別の業種ごとの目標設定のやり方です。

今個別の企業さんに依存しているところで、個別のところが出てきているので、それをまとめてこんな分野ではこういったところがターゲットにしたらいんじゃないの、もしくは個別の企業さんとしては、こういう把握の仕方をしたらいんじゃないというような、ガイドラインを作ることが予定はあるのでしょうか。

ぜひそういったことをお願いしたいのですが。

あと数から言うと埼玉県だけだと SDGs だけで 1000 ですから、あと環境 SDGs で同じく 1000 ぐらい目標設定していただいているんですね。国全体で 900 はちょっと少ないなと思うので、それを促進するためにも具体的にはちょっと面倒くさいのですが、数値目標ですね、EU は 2050 年ですかね、今 30 年もう数年先です。

そういったところでこういった把握の仕方をしたらいのかというようなところを今お考えのところをお願いしたいなと。

(三枝課長) はい、ご質問とご意見大変ありがとうございます。

何分ちょっとすいません、私 4 月から着任をして、まだまだそういうところ不勉強でございますけども、今 CPs でまさにおっしゃられたような観点、目標とかですね、どのように国として進めていくべきかというところを議論をしてビジョンとかロードマップの策定に取り組んでいるところですので、そういった意味では、ある程度の成果をそのうちお出しできるのではないかなという風に思っておりますので、ぜひまたご意見いただければと思います。

ありがとうございます